

承認第 2 号

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 21 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

豊大専第2号

専 決 処 分 書

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

豊後大野市長 川 野 文 敏

## 豊後大野市税条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市税条例の一部改正)

第1条 豊後大野市税条例(平成17年豊後大野市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の見出し中「寄付金控除額」を「寄付金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条中第17項を削り、同条第18項を第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第

12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 10 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第 10 条の 4 法附則第 16 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日（第 54 条第 5 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 2 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあつても同じ。）までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第 16 条の 2 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 28 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第 16 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を

受ける土地に係る平成 31 年度分及び平成 32 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。

3 法附則第 16 条の 2 第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 2 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第 16 条の 2 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第 16 条の 2 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 16 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 第 2 号ア | 3,900 円  | 1,000 円 |
|        | 6,900 円  | 1,800 円 |
|        | 10,800 円 | 2,700 円 |
|        | 3,800 円  | 1,000 円 |
|        | 5,000 円  | 1,300 円 |

附則第 16 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

|      |         |        |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円  | 2,000円 |
|      | 6,900円  | 3,500円 |
|      | 10,800円 | 5,400円 |
|      | 3,800円  | 1,900円 |
|      | 5,000円  | 2,500円 |

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

|      |         |        |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円  | 3,000円 |
|      | 6,900円  | 5,200円 |
|      | 10,800円 | 8,100円 |
|      | 3,800円  | 2,900円 |
|      | 5,000円  | 3,800円 |

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等」を「特定仮換地等」に改める。

第2条 豊後大野市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者で

あって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「によって」を「により」に、「同条第 7 項」を「同条第 9 項」に、「第 8 項」を「第 10 項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 15 条の 2 に次の 3 項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車（法第 446 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第 15 条の 2 を附則第 15 条の 2 の 2 とし、附則第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 15 条の 6 に次の 1 項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円  | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 1,800円 |
|          | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円  | 1,000円 |
|          | 5,000円  | 1,300円 |

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円  | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 3,500円 |
|          | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円  | 1,900円 |
|          | 5,000円  | 2,500円 |

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円 | 5,200円 |

|            |          |         |
|------------|----------|---------|
|            | 10,800 円 | 8,100 円 |
| 第 2 号ア(ウ)b | 3,800 円  | 2,900 円 |
|            | 5,000 円  | 3,800 円 |

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 3 条 豊後大野市税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 16 条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 34 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成 34 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 35 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

(豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年豊後大野市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定（同条例附則第 15 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 16

条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

（豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成30年豊後大野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、豊後大野市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。
- 1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において

準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「第3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中豊後大野市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中豊後大野市税条例第36条の2中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に2項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中豊後大野市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の豊後大野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|           |           |   |
|-----------|-----------|---|
| 第34条の7第1項 | 特例控除対象寄附  | 特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。) |
| 附則第9条の2   | 特例控除対象寄附金 | 特例控除対象寄附金又は法第314条の                                |

|  |    |   |
|--|----|---|
|  |    | 7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）   |
|  | 送付 | 送付又は豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成31年豊後大野市条例第8号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の豊後大野市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付 |

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の豊後大野市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき豊後大野市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の豊後大野市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産

税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 6 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 7 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の豊後大野市税条例（以下「31 年 10 月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31 年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第 8 条 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の豊後大野市税条例の規定は、平成 33 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 32 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。